



山形県公報

平成24年10月16日（火）
第2386号
毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1209
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課）… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ）…1210
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…1211
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1212
- 一般国道の供用の開始……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課）…1213
- 同……………（庄内総合支庁総務課）… 同
- 都市計画の変更の案を作成することについての公聴会……………（都市計画課）… 同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（警 察 本 部）…1214

告 示

山形県告示第986号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成24年9月19日招集した山形県議会定例会は、同年10月5日閉会した。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第987号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 國 洋	尾花沢市中町4番3号

同	庄 司 喜 與 太	北村山郡大石田町大字大石田丙53番地
同	笹 原 哲	尾花沢市禁町一丁目2番27号
同	奥 山 良 春	同 大字寺内1056番地
同	鈴 木 文 雄	同 大字正厳510番地
同	尾 崎 智	同 大字鶴巻田554番地3
同	五 十 嵐 正 志	同 大字延沢1924番地1・1924番地2
同	大 類 清 一 郎	北村山郡大石田町大字大石田甲623番地第49号
同	長 瀬 義 吉	同 大字海谷803番地
監 事	片 倉 良 三	尾花沢市大字中島280番地4
同	柏 倉 陽 悦	北村山郡大石田町大字豊田615番地

山形県告示第988号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 藤 國 洋	尾花沢市中町4番3号
同	庄 司 喜 與 太	北村山郡大石田町大字大石田丙53番地
同	笹 原 哲	尾花沢市禁町一丁目2番27号
同	奥 山 良 春	同 大字寺内1056番地
同	鈴 木 文 雄	同 大字正厳510番地
同	尾 崎 智	同 大字鶴巻田554番地3
同	五 十 嵐 正 志	同 大字延沢1924番地1・1924番地2
同	大 類 清 一 郎	北村山郡大石田町大字大石田甲623番地第49号
同	長 瀬 義 吉	同 大字海谷803番地
監 事	片 倉 良 三	尾花沢市大字中島280番地4

同	柏 倉 陽 悦	北村山郡大石田町大字豊田615番地
---	---------	-------------------

山形県告示第989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。
 平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 天童寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字中野目字赤坂1149番63から 東村山郡中山町大字長崎字新田2200番46まで	旧	12.8メートル } 9.8	メートル 272
同 上	新	18.4メートル } 12.8	同 上

山形県告示第990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。
 平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 天童寒河江線
- 2 供用開始の区間 山形市大字中野目字赤坂1149番63から
東村山郡中山町大字長崎字新田2200番46まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月18日

山形県告示第991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。
 平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上青沢字寒風21番1から 同 大蔵字若神子2番3まで	旧	15.4メートル } 6.8	メートル 73
同 上	新	15.4メートル } 6.8	同 上

山形県告示第992号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町野沢字福ノ内8番から 同 上まで	旧	10.8 <small>メートル</small> } 8.0	<small>メートル</small> 23
同 上	新	11.0 <small>メートル</small> } 11.0	同 上

山形県告示第993号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 酒田市上青沢字寒風21番1から
同 大蔵字若神子2番3まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月16日

山形県告示第994号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成24年10月16日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 345号
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町野沢字福ノ内8番から
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成24年10月16日

選挙管理委員会関係**告 示****山形県選挙管理委員会告示第51号**

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成24年10月16日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「第5項」を「第3項」に改める。

第23条の2に次の1項を加える。

- 2 放送規程第8条（録音及び録画の方法等）第6項に規定する県の委員会が定める放送事業者は、日本放送協会

及び基幹放送事業者とする。

第60条第2項を削り、同条第3項中「に用いる活字その他印刷の体裁」を「の印刷の体裁及び方法」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を削り、第5項を第3項とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人Y-MOTネットワーク

(2) 代表者の氏名

渡邊 毅

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市門東町三丁目1番47号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の中小企業に対して、専門知識を集結し、企業・産業に課題解決型のサービスを提供する事業を行い、広域的な経済・産業の活性化、雇用の創出を支援し、社会の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成24年10月1日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人支援センターふれあい工房

(2) 代表者の氏名

舟越 眞

(3) 主たる事務所の所在地

酒田市東泉町五丁目7-5

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害をもつ人誰もが、地域で共に暮らし、日常生活を当たり前で過ごすことができるように支援し、豊かな地域社会づくりに参画することを以て、福祉の増進に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 日 時 平成24年11月2日（金） 午後2時

- 2 場 所 東田川郡三川町大字横山字袖東19番1
庄内総合支庁講堂3号会議室
- 3 都市計画の変更の案の概要
余目都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課並びに庄内町役場に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
 - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を県土整備部都市計画課又は庄内総合支庁建設部道路計画課に平成24年10月29日（月）までに提出すること。
 - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
 - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
 - (4) 代理人による意見の陳述は、原則として認めない。
 - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
 - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 県土整備部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。
平成24年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称並びに数量 四輪用運転シミュレータの賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地等
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 落札者を決定した日 平成24年9月27日
- 4 落札者の名称及び所在地
興銀リース株式会社仙台支店 宮城県仙台市青葉区一番町二丁目4番1号
- 5 落札金額 2,417,310円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続き 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成24年8月3日